

「大田区分煙環境整備方針」について

まちづくり環境委員会
令和5年1月13日
環境清掃部 資料19番
所管 環境対策課

I 方針の策定

令和2年4月に改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例が施行し、施設内での受動喫煙対策が義務付けられたことから、喫煙者は望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に一層の配慮が求められることになった。

喫煙者の数については減少傾向にあるものの区内には一定の喫煙者が存在しており、地方たばこ税が区の重要な財源となっている一方、分煙環境に対する区民の意識は高まってきている。喫煙マナーの周知徹底を図るためには、喫煙者の意識の向上とともに、分煙環境の整備についても区として積極的に推進していく必要がある。

以上の点を踏まえ、公衆喫煙所の整備に関する基本的な考え方として「大田区分煙環境整備方針」を策定する。なお、「大田区公衆喫煙所整備に関する基本的考え方」(平成31年3月22日30環対発第11133号区長決定)については、廃止し本方針と統合する。

II 公衆喫煙所の設置条件等

- 1 公衆喫煙所の定義及び、設置仕様について、屋内喫煙所、屋外喫煙所（コンテナ型）及び屋外喫煙所（パーテーション型）のそれぞれについて定める。
- 2 区が設置する公衆喫煙所の設置仕様は、原則として、非喫煙者の望まない受動喫煙を防止する効果の高い閉鎖型とする。設置済みのパーテーション型喫煙所については、改修の必要が生じた場合等には閉鎖型への変更を検討する。
- 3 企業等が設置する公衆喫煙所への支援として、区は、企業等による公衆喫煙所の設置を促進するため、企業等が設置する喫煙所を公衆喫煙所として指定し、その設置費用及び維持管理費用の全部又は一部を助成することができるものとする。
- 4 公衆喫煙所の運営主体は、「民設民営」「公設民営」「公設公営」の中から、最も効率的、効果的な主体を決定する。

III 公衆喫煙所の設置・維持管理にあたっての方策等

- 1 公衆喫煙所の設置に係る経費について国や都の助成制度を最大限活用する。また、公衆喫煙所設置計画場所の周辺において再開発等を行う際には併せて公衆喫煙所を設置することが可能か検討する。
- 2 公衆喫煙所の維持管理に係る経費について国や都の助成制度の設置を要望していく。また、公衆喫煙所内に、広告や自動販売機等を設置することにより歳入を得て、公衆喫煙所の維持管理費用に充てることについて検討する。

IV 公衆喫煙所設置計画

公衆喫煙所の設置計画場所の選定にあたっては、その必要性、地元からの要望、周辺での喫煙関係の苦情等の状況、区全体における配置のバランス等を考慮したうえで、特に設置を推進することが望ましい「**最重点設置計画場所**」と、設置を推進することが望ましい「**重点設置計画場所**」を指定することとする。

なお、指定場所以外であっても、新たに喫煙に関する苦情や、公衆喫煙所設置に関する要望等があった場合には、設置の検討を行う。

最重点設置計画場所	参考：駅乗降客数
・糞谷駅前	3,915千人
・平和島駅前	6,608千人
・池上駅前	5,085千人
・京急蒲田駅西口	8,045千人

重点設置計画場所	参考：駅乗降客数
・御嶽山駅前	3,559千人
・下丸子駅前	4,956千人
・梅屋敷駅前	2,292千人
・西馬込駅前	6,885千人

※駅乗降客数は令和2年度の人数



大田区分煙環境整備方針

～ 喫煙マナー 守るあなたの 思いやり ～

令和4年12月 環境清掃部環境対策課

大田区分煙環境整備方針の策定にあたって

令和 2 年 4 月に改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例が施行し、施設内での受動喫煙対策が義務付けられたことから、喫煙者は望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に一層の配慮が求められることになりました。

このため区は、令和 2 年 4 月に「大田区屋外における喫煙マナー等に関する条例」を施行し、区内における歩きタバコ及び吸い殻のポイ捨てを全面禁止とし、喫煙禁止重点対策地区では、条例に違反した場合は罰則を科すこととしました。

厚生労働省の国民健康・栄養調査（令和元年度）では、習慣的に喫煙している者の割合は、16.7%であり、男女別にみると男性 27.1%、女性 7.6%で、ここ 10 年では減少傾向となっています。

一方で、タバコの売り上げに係る区の特別区タバコ税は、平成 29 年度以降、40 億円を超える歳入が続き、令和 2 年度は 46 億円余で歳入全体（3,581 億 8,202 万円）の約 13%を占める貴重な財源となっています。

今後も安定的な特別区タバコ税の歳入を確保していくためには、受動喫煙対策を含めた分煙環境の整備を推進していくことが必要です。

本方針は、公衆喫煙所の設置場所、公衆喫煙所の維持管理など今後の分煙環境の整備方針をまとめたものです。

現在、区内には 9 箇所の公衆喫煙所（民間設置 2 箇所を含む。）がありますが、公衆喫煙所の設置には、設置場所や地域における合意など様々な課題があります。

本方針に基づき、分煙環境の整備を推進し、受動喫煙対策と特別区タバコ税の確保の両立を目指してまいります。

目 次

I 方針の策定

- 1 受動喫煙等に関する関係法令…………… 1
- 2 各計画等における「大田区分煙環境整備方針」位置づけ…………… 2
- 3 喫煙禁止重点対策地区…………… 2
- 4 公衆喫煙所の設置状況…………… 2

II 公衆喫煙所の設置条件等

- 1 定義及び仕様…………… 3
- 2 区が設置する公衆喫煙所…………… 4
- 3 企業等が設置する公衆喫煙所への支援…………… 5
- 4 運営主体…………… 5

III 公衆喫煙所の設置・維持管理にあたっての方策等

- 1 公衆喫煙所の設置…………… 6
- 2 公衆喫煙所の維持管理…………… 6

IV 公衆喫煙所設置計画

- 1 最重点設置計画場所…………… 7
- 2 重点設置計画場所…………… 8
- 3 公衆喫煙所の設置場所及び計画地点…………… 9

I 方針の策定

区では、平成9年6月1日に「清潔で美しい大田区をつくる条例」を定め、環境美化の促進に取り組んできた。平成16年3月16日には、区内全域の道路・公園・広場その他の公共の場所における歩きタバコを規制するための条例改正を行い、同年6月1日から施行した。

平成28年4月には、蒲田駅西口駅前の整備に伴い公衆喫煙所を設置し、その後も継続的に公衆喫煙所の整備に取り組むとともに、令和2年4月1日には、喫煙する人とならない人が共存できる環境を実現し、区民の生活環境の向上を図ることを目的として「大田区屋外における喫煙マナー等に関する条例」を施行した。

喫煙者の数については減少傾向にあるものの区内には一定の喫煙者が存在しており、地方たばこ税が区の重要な財源となっている一方、分煙環境に対する区民の意識は高まってきている。喫煙マナーの周知徹底を図るためには、喫煙者の意識の向上とともに、分煙環境の整備についても区として積極的に推進していく必要がある。

以上の点を踏まえ、公衆喫煙所の整備に関する基本的な考え方として「**大田区分煙環境整備方針**」を策定する。なお、「大田区公衆喫煙所整備に関する基本的考え方」（平成31年3月22日 30環対発第11133号区長決定）については、廃止し本方針と統合する。

1 受動喫煙等に関する関係法令

- ・ 改正健康増進法（令和2年4月1日全面施行）
- ・ 東京都受動喫煙防止条例（令和2年4月1日施行）
- ・ 東京都子どもを受動喫煙から守る条例（平成30年4月1日施行）
- ・ 大田区屋外における喫煙マナー等に関する条例（令和2年4月1日施行）

2 各計画等における「大田区分煙環境整備方針」位置づけ

- ・大田区環境アクションプラン
 - 基本目標 D 快適で安全な暮らし
 - D-1 (1) 歩きたばこ・路上喫煙対策
- ・おおた健康プラン（第三次）計画
 - 基本目標 1 生涯を通じた健康づくりを推進します
 - 2 喫煙・飲酒 ③受動喫煙防止対策の推進
- ・新おおた重点プログラム【令和4年度版】
 - 第4章 施策と重点事業 健康に暮らせるまちをつくります
 - 4 受動喫煙防止対策の推進

3 喫煙禁止重点対策地区

- ・JR蒲田駅東口及び西口周辺
 - 平成16年6月、改正前の「清潔で美しい大田区をつくる条例」に基づき、「路上喫煙対策地区」に指定した。
 - 令和2年4月、「大田区屋外における喫煙マナー等に関する条例」により、同地域を「喫煙禁止重点対策地区」に改めて指定した。

4 公衆喫煙所の設置状況（令和4年10月1日時点）

(1) 区設公衆喫煙所（7カ所）

- ・蒲田駅東口駅前公衆喫煙所（平成31年3月設置）パーテーション型
- ・蒲田駅西口駅前公衆喫煙所（平成28年4月設置）パーテーション型
- ・大森駅東口三角広場公衆喫煙所（平成31年3月設置）パーテーション型
- ・大森駅東口駅前広場公衆喫煙所（令和3年3月設置）コンテナ型
- ・雑色駅前公衆喫煙所（令和3年3月設置）コンテナ型
- ・大岡山駅前公衆喫煙所（令和3年3月設置）パーテーション型
- ・六郷土手駅前公衆喫煙所（令和3年3月設置）トレーラー型

(2) 民設公衆喫煙所（2カ所）

- ・蒲田5丁目公衆喫煙所（令和3年3月設置）屋内喫煙所
- ・BIGFUN平和島公衆喫煙所（令和3年9月設置）パーテーション型

II 公衆喫煙所の設置条件等

1 定義及び仕様

(1) 公衆喫煙所とは、次の要件を満たす喫煙場所で、区が設置し又は指定する場所をいう。

ア 区民や来訪者等、不特定多数の人が広く利用できること。

イ 人通りの多い方向へ煙が容易に漏れ出ない構造であること。

ウ 吸い殻を捨てる容器を設置すること。

(2) 公衆喫煙所の設置仕様は、屋内喫煙所、屋外喫煙所（コンテナ型）及び屋外喫煙所（パーテーション型）のそれぞれについて、下表のとおり定める。

種 別	設置仕様
屋内喫煙所 屋外喫煙所（コンテナ型）	<ol style="list-style-type: none">1 壁及び天井で囲まれ、屋外排気設備のある閉鎖型の構造物であること。2 給排気設備を設け、排煙が近隣の居住施設及び人通りの多い区域等に流入しないよう配慮されていること。3 出入口に扉を設けること。4 喫煙可能場所であることが分かるよう、区が別途定める標識を出入口に掲示すること。5 法令等で規定する基準を満たしたものであること。

<p>屋外喫煙所 (パーテーション型)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 四方に一定程度の高さ（2～3メートル程度）の壁があること。 2 出入口に方向転換のためのクランクを設けること。 3 四方の壁の下部に給気用の隙間（高さ 10～20センチメートル程度）があること。 4 隣接する建物の出入口や窓、人通りの多い区域等から可能な限り離して設置するなど、周囲の状況に配慮すること。 5 喫煙可能場所であることが分かるよう、区が別途定める標識を出入口に掲示すること。 6 法令等で規定する基準を満たしたものであること。
-----------------------------	---

2 区が設置する公衆喫煙所

- (1) 区有地のうち、特に乗降客数が多い鉄道駅の駅前周辺や、公共施設の敷地等に、重点的に公衆喫煙所の設置を推進する。
- (2) 公衆喫煙所の設置仕様は、原則として、非喫煙者の望まない受動喫煙を防止する効果の高い閉鎖型とする。設置済みのパーテーション型喫煙所については、改修の必要が生じた場合等には閉鎖型への変更を検討する。
- (3) 公衆喫煙所の設置（改修、移設も含む。以下同じ。）にあたっては、地域の区民等に対し十分な説明を行い、理解を得るものとする。

3 企業等が設置する公衆喫煙所への支援

- (1) 区は、企業等による公衆喫煙所の設置を促進するため、上記1の要件を満たす場合において、企業等が設置する喫煙所を公衆喫煙所として指定し、その設置費用及び維持管理費用の全部又は一部を助成することができるものとする。
- (2) 上記(1)の助成を受ける企業等は、当該公衆喫煙所の設置に先立ち、設置場所の近隣住民等に対し十分な説明を行い、公衆喫煙所の設置への理解を得るものとする。
- (3) 駅前、商店街等、多数の人が集まる場所での分煙環境を向上するため、区は、区内商店会、事業者、自治会・町会等に対し、企業等が設置する公衆喫煙所への理解を得られるよう協力する。

4 運営主体

運営主体は、「民設民営」「公設民営」「公設公営」の中から、最も効率的、効果的な主体を決定する。

(1) 民設民営

企業等が設置費用、維持管理費用を負担する。区は設置費用及び維持管理費用の全部又は一部を助成する。(空き店舗等を活用し、企業等は喫煙所への自動販売機の設置等により維持管理費用を補填する等)

(2) 公設民営

区が区有地などに設置した公衆喫煙所を、企業等が運営を行う。(地元の町会、商店会等のボランティアによる運営を想定)

(3) 公設公営

区が設置費用、維持管理費用について負担する。

Ⅲ 公衆喫煙所の設置・維持管理にあたっての方策等

効果的、効率的に公衆喫煙所を設置し、維持管理を行っていくための方策等は以下のとおりとする。

1 公衆喫煙所の設置

- (1) 設置に係る経費について国や都の助成制度を最大限活用する。
- (2) 公衆喫煙所設置計画場所の周辺において再開発等を行う際には併せて公衆喫煙所を設置することが可能か検討する。
- (3) 企業等による、商店街の空き店舗等を活用した民設民営の公衆喫煙所の設置について支援、促進していく。

2 公衆喫煙所の維持管理

- (1) 維持管理に係る経費について国や都の助成制度の設置を要望していく。
- (2) 公衆喫煙所内に、広告や自動販売機等を設置することにより歳入を得て、公衆喫煙所の維持管理費用に充てることについて検討する。
- (3) 企業等による、公衆喫煙所の設置を促進していくことで公費負担を最小限に抑えていく。

IV 公衆喫煙所設置計画

公衆喫煙所の設置計画場所の選定にあたっては、その必要性、地元からの要望、周辺での喫煙関係の苦情等の状況、区全体における配置のバランス等を考慮したうえで、特に設置を推進することが望ましい「**最重点設置計画場所**」と、設置を推進することが望ましい「**重点設置計画場所**」を指定することとする。

なお、指定場所以外であっても、新たに喫煙に関する苦情や、公衆喫煙所設置に関する要望等があった場合には、設置の検討を行う。

1 最重点設置計画場所

(1) 糀谷駅前（京浜急行空港線）

路上喫煙やポイ捨てに関する苦情が多く寄せられており、地元の商店街や町会から公衆喫煙所設置に関する要望も出されている。なお、駅周辺では駅前の商店の前に灰皿が置かれていたが、煙に関する苦情が多く寄せられたことにより、撤去されており、喫煙する場所がない状況である。

(2) 平和島駅前（京浜急行本線）

路上喫煙やポイ捨てに関する苦情が多く寄せられており、地元の住民から公衆喫煙所設置に関する要望も出されている。なお、駅前のコンビニエンスストアの前に灰皿が設置されていたが、煙に関する苦情が多く寄せられたことにより撤去されており、喫煙する場所がない状況である。

(3) 池上駅前（東急池上線）

路上喫煙やポイ捨てに関する苦情が多く寄せられており、地元の住民から公衆喫煙所設置に関する要望も出されている。また、駅の乗降客数が多く、公衆喫煙所設置のニーズは高いと考えられる。

(4) 京急蒲田駅西口（京浜急行本線）

路上喫煙やポイ捨て、特に公園での喫煙に関する苦情が多く寄せられている。駅周辺に飲食店が多く、地元の商店街等からも公衆喫煙所の設置に関する要望がある。また、駅の乗降客数が多く、公衆喫煙所設置のニーズは高いと考えられる。

2 重点設置計画場所

(1) 御嶽山駅前（東急池上線）

歩きたばこの苦情が多く寄せられている。なお、駅前の線路沿いの私道に灰皿が設置されていたが、煙に関する苦情が多く寄せられたことにより撤去されており、駅周辺には喫煙する場所がない状況である。

(2) 下丸子駅前（東急多摩川線）

歩きたばこの苦情が多く寄せられている。区の施設等があることから駅の乗降客数も多く、公衆喫煙所設置のニーズは高いと考えられる。

(3) 梅屋敷駅前（京浜急行本線）

店舗が設置している灰皿での喫煙に関する苦情が寄せられており、地元の住民から公衆喫煙所設置に関する要望も出されている。なお、灰皿撤去の説得を繰り返しているが敷地内のため強制的な措置を取ることができない。

(4) 西馬込駅前（都営浅草線）

国道一号線は歩道が狭く、すれ違いの歩きたばこによる煙の苦情が寄せられている。また、地下鉄の始発・終着駅のため駅の乗降客数も多く、公衆喫煙所設置のニーズは高いと考えられる。

3 公衆喫煙所の設置場所及び計画地点

最重点設置計画場所	参考：駅乗降客数
・糞谷駅前	3,915 千人
・平和島駅前	6,608 千人
・池上駅前	5,085 千人
・京急蒲田駅西口	8,045 千人

重点設置計画場所	参考：駅乗降客数
・御嶽山駅前	3,559 千人
・下丸子駅前	4,956 千人
・梅屋敷駅前	2,292 千人
・西馬込駅前	6,885 千人

※駅乗降客数は令和2年度の人数



令和4年12月

大田区環境清掃部環境対策課

〒144-8621

東京都大田区蒲田五丁目13番14号

TEL 03-5744-1625

FAX 03-5744-1532